

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月15日 |
| 【計算期間】 | 第11特定期間（自平成20年9月17日 至平成21年3月16日） |
| 【ファンド名】 | オーストラリアインカムオープン |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 後藤 俊夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 荻久保 育子 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、700億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| 追加型 | 海外 | 不動産投信 | MRF | 特殊型 () |
| | 内外 | その他資産 () | ETF | |
| | | 資産複合 | | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|--|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 年6回 | グローバル 日本 北米 欧州 | ファミリー ファンド | あり () | 日経225 TOPIX | ブル・ベア型 条件付運用型 |
| 債券 一般 | (隔月) | アジア オセアニア | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし | その他 () | ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 |
| 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債) | 年12回 (毎月) 日々 その他 () | 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | | | | その他 () |
| 不動産投信 その他資産 () 資産複合 () | | | | | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。 |
| | MRF（マネー・リザーブ・ファンド） | 社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|------------|--------------------------------------|--|---|
| 投資対象 資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 | |
| 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 | | |
| 決算頻度 | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 | |

| | | |
|----------|---------------------|--|
| 投資対象地域 | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

< ファンドの特色 >

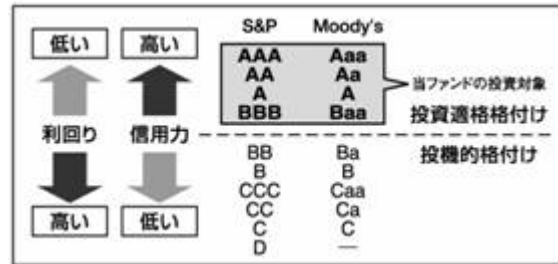
1 豪ドル建ての債券に投資し、安定的な運用をめざします。

組入債券の種類

高格付けの豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券（ABS）、モーゲージ証券（MBS）、国際機関債等に分散投資します。

組入債券の格付け

組入債券の平均格付けは、原則としてAA - 格相当以上を維持し、信用リスクの低減をめざします。また、投資する債券は、原則として購入時においてBBB - 格相当以上の格付けを取得しているものに限定します。



スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）は「AA」から「CCC」までの格付けに「+、-」という記号を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）は「Aa」から「Caa」までの格付けに「1、2、3」という記号を付加することがあり、それぞれ、各カテゴリー内での相対的強さを表わしています。

左記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用目標

UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）¹をベンチマーク²とします。

- UBSオーストラリア債券インデックスとは、オーストラリアの債券市場の値動き（豪ドルベース）を表す代表的な指数です。UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）は、UBSオーストラリア債券インデックスをもとに、三菱UFJ投信が計算したものです。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

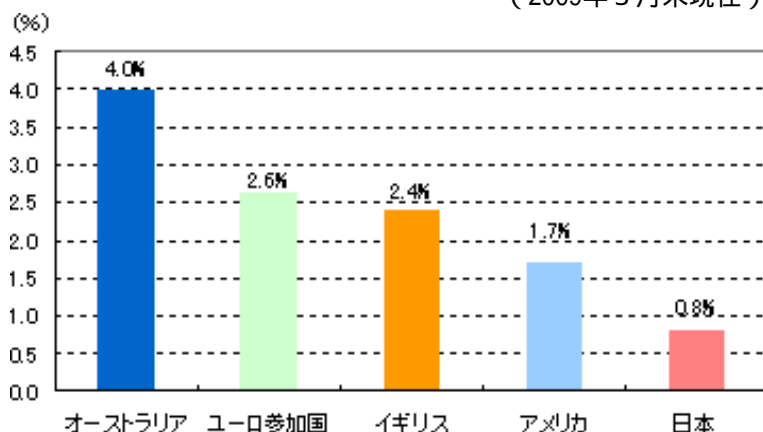
為替の影響について

当ファンドは円建てで基準価額が表示される国内投信です。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。ファンドの基準価額は、為替相場が円安/豪ドル高になると上昇し、円高/豪ドル安になると下落する傾向があります。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（ご参考）オーストラリアの国債利回りと信用格付け

オーストラリアと日・米・欧・英の5年国債利回り

（2009年3月末現在）



ユーロ参加国の金利は、フランスの金利を使用しています。
（出所）ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

現在のオーストラリアの国債利回りは、インフレや経常収支の赤字等の影響により、高いものと考えられます。

上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。また、為替変動を考慮しておりませんので、外国債券の利回りがそのまま運用成果となるわけではありません。本見通しないし分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

オーストラリアの5年国債利回りは日米欧英に比較して、相対的に高水準となっています。

信用格付け

| 国名 | S&P |
|---------|-----|
| オーストラリア | AAA |
| 日本 | AA |
| アメリカ | AAA |
| ドイツ | AAA |
| フランス | AAA |
| イタリア | A+ |

（注）格付けは、2009年3月末現在のS & Pの国債の自国通貨建長期信用格付けです。長期信用格付けとは、発行される債券の元本返済・利払いの確実性を評価して、その度合いについて一定の記号を用いてランク付けしたものです。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。

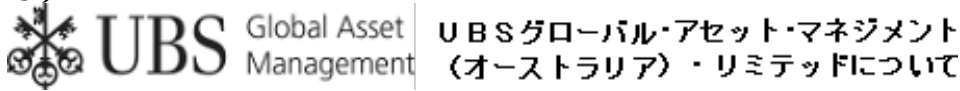
オーストラリアの国債は、相対的に高い格付けを取得しています。

2 3ヵ月毎の安定した分配をめざします。

原則として、利子収入等を中心に、経費等を勘案したうえで、3ヵ月毎の決算時（原則として3、6、9、12月の15日。当該日が休業日の場合はその翌営業日。）に安定した分配を行うことをめざします。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

3 運用は、豪ドル建債券運用に実績があるUBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）・リミテッドに委託します。

(ご参考)



オーストラリアで高い評価を得ています

オーストラリアの代表的なマネー雑誌“Money Magazine（マネー・マガジン）”よりオーストラリア債券ファンド部門で「ベスト・オブ・ザ・ベスト2007」シルバー賞を受賞しました。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



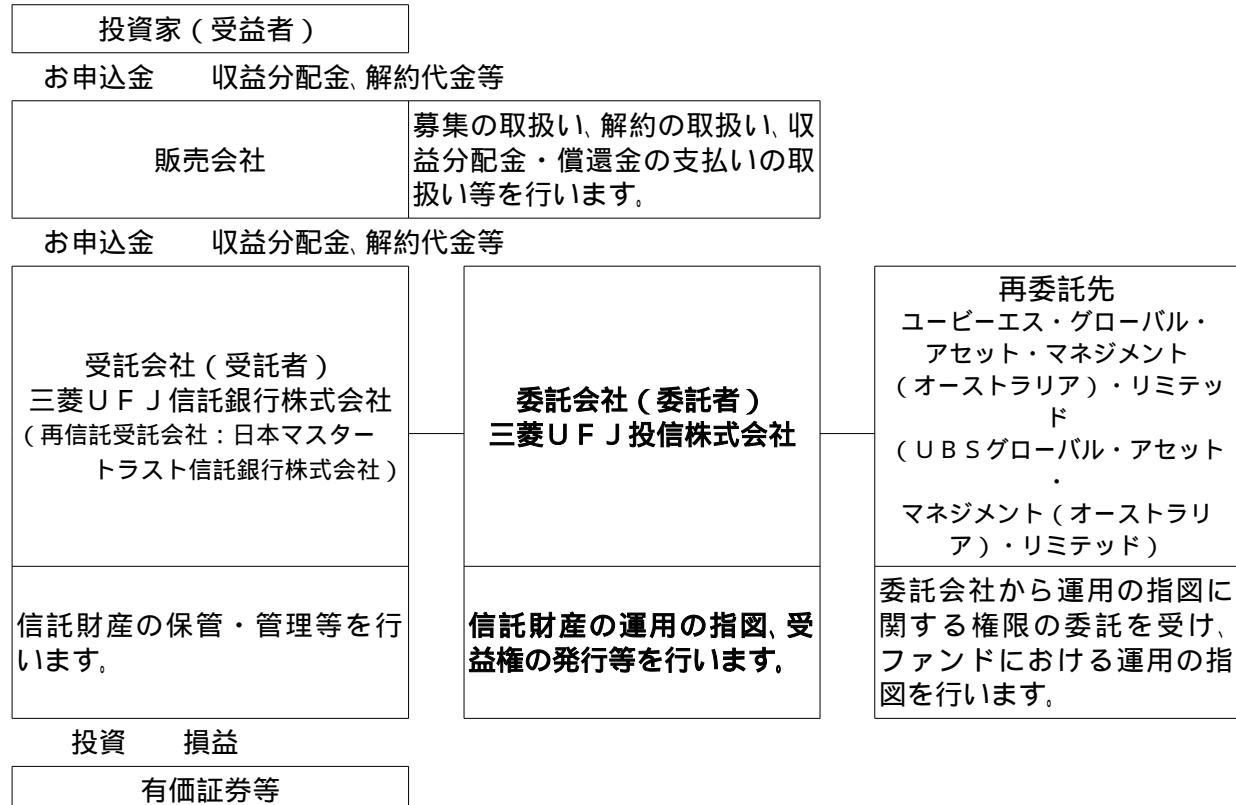
総合金融機関「UBS AG」の一員です

| | |
|--|--|
| <p>「UBS AG」の概要（2008年12月末現在）</p> <p>スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併により1998年に設立。</p> <p>世界の主要都市にオフィスを構え、50カ国で約78,000名の従業員を擁する総合金融機関。</p> | <p>「UBSグローバル・アセット・マネジメント」の概要</p> <p>（2008年12月末現在）</p> <p>預かり資産残高は約49兆円。</p> <p>世界の4つの主要都市（ロンドン、チューリッヒ、シカゴ、東京）に運用の中核機能を配置。</p> <p>世界25カ国に約3,800名の従業員を擁す。</p> <p>「UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）・リミテッド」は、「UBSグローバル・アセット・マネジメント」に属しています。</p> |
|--|--|

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

| | |
|--|----|
| | 概要 |
|--|----|

| | |
|-------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |
| 委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」 | 運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。 |

委託会社の概況

・ 資本金

2,000百万円(平成21年4月末現在)

・ 沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・ 大株主の状況(平成21年4月末現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|-----------------------|-------------------|---------|-------|
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 68,253株 | 55.0% |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 37,230株 | 30.0% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 18,615株 | 15.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券(ABS)、モーゲージ証券(MBS)、国際機関債等に分散投資を行います。

UBSオーストラリア債券インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。

ポートフォリオの平均格付は原則としてAA-格相当以上を維持することとし、投資する公社債は原則として取得時においてBBB-格相当以上の格付を取得しているものに限り、

ポートフォリオの平均デュレーション^(注1)は原則としてベンチマーク±1年以内の範囲で調整します。なお、デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。

公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は、100%を超えることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の指図に関する権限は、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)・リミテッドに委託します。(注2)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注1)デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

(注2)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。))で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。))または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
19. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

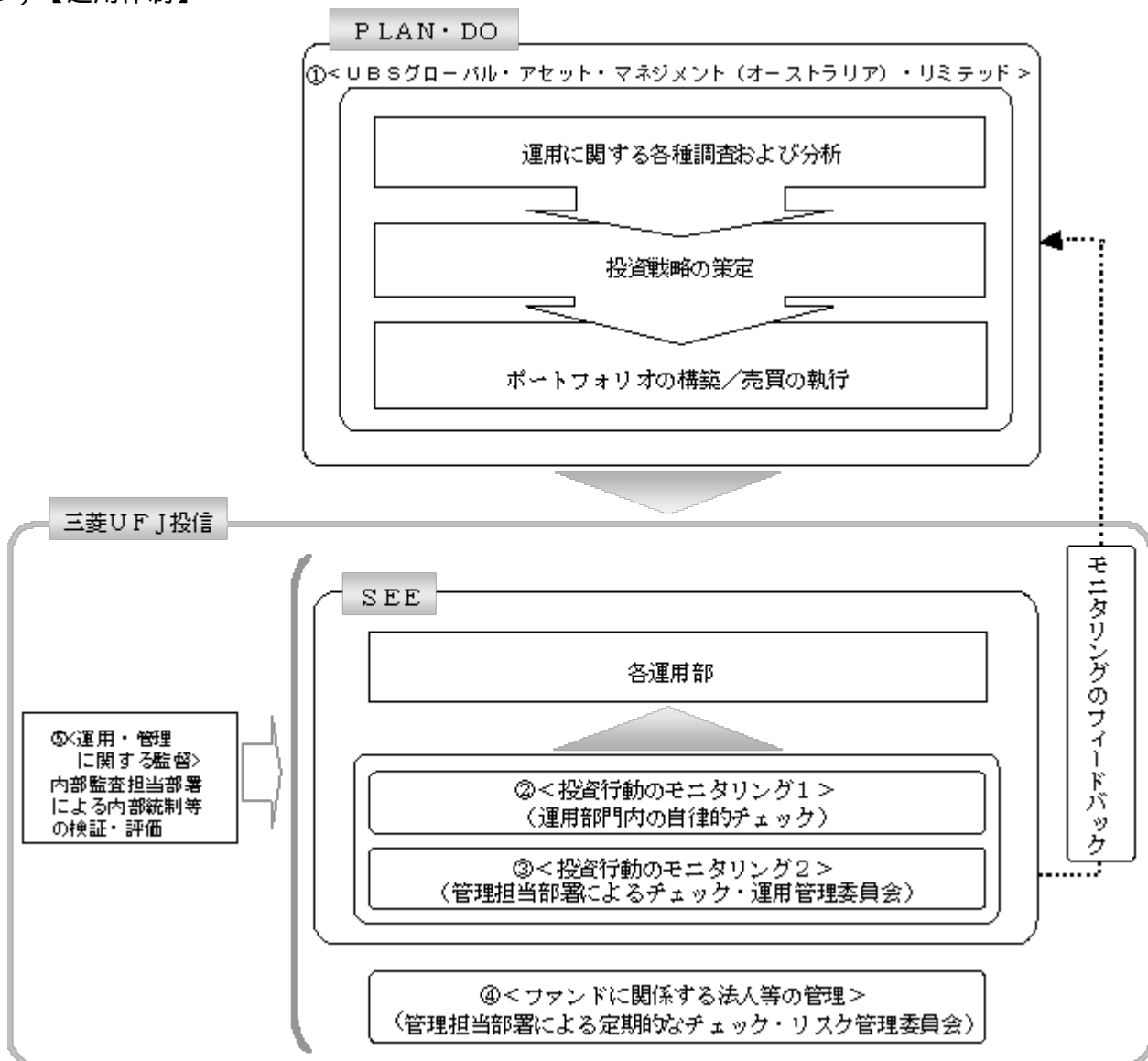
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは運用の指図に関する権限を、UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）・リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年6月16日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）、を除き（５）投資制限において同じ。）は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債

であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- ・デリバティブ取引の投資制限
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、公社債を主要投資対象とし、UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）を上回る投資成果をめざしていることから、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格・UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・資産担保証券（MBS、ABS）の担保となるローンは、一般的に金利が低下した場合、低金利のローンへの借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前返済に伴い、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落し損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、原則として毎期収益分配を行う方針ですが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

委託会社はファンドの運用の指図に関する権限を、UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）・リミテッドに委託します。この場合、当該再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

〔UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）・リミテッドの投資リスクに対する管理体制〕

ポートフォリオのリスク管理

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、リスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図ることができると考えています。リスク特性の分析にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが開発したリスク管理システムを活用します。運用部門は、こうしたシステムを用いて、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分、および信用状況から生じるリスクを把握し、適正なリスクコント

ルールを行いながら、ポートフォリオを構築します。また、運用部門から独立したクライアントマネジメント部門が、ガイドラインとの整合性やリスク状況の確認を行います。

内部管理体制

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループでは、コンプライアンス(法令等遵守)に対する認識が組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹を成しています。すべての従業員がコンプライアンスに対して責任を負うとともに、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっています。

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループでは、コンプライアンス部門がすべての業務から独立した体制をとっています。このコンプライアンス部門は、各部門が法令・諸規則、投資ガイドライン、社内業務手続き等に沿って運営されているかを定期的にチェックします。さらに、必要に応じて、法令・諸規則および社内業務手続きの遵守体制の整備・充実、業務手続きの見直しなどを行います。

〔委託会社における運用の指図に関する権限の再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っております。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.625%(税抜2.5%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.2%)が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額×年1.155%(税抜年1.1%)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------------|----------------------|------------------------|
| 年0.5775% (税抜年0.55%) | 年0.525% (税抜年0.5%) | 年0.0525% (税抜年0.05%) |

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

委託会社から運用の指図に関する権限を委託された再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期末から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じ、次に定める率を、信託財産の純資産

総額に乗じて得た金額とします。

| | |
|-------------------|--------|
| 信託財産の純資産総額 | |
| 350億円未満の部分 | 年0.3% |
| 350億円以上700億円未満の部分 | 年0.25% |
| 700億円以上の部分 | 年0.2% |

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・ 有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・ 先物取引・オプション取引に要する費用
- ・ 有価証券の保管に要する費用

(*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元

本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年3月31日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|---------|----------------|---------|
| 国債証券 | オーストラリア | 901,128,795 | 6.49 |
| 特殊債券 | オーストラリア | 6,133,425,333 | 44.16 |
| 社債券 | オーストラリア | 6,174,486,532 | 44.46 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 678,489,671 | 4.89 |
| 純資産総額 | | 13,887,530,331 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成21年3月31日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|------------|-------------|---------|
| 債券先物取引（買建） | 396,781,244 | 2.86 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成21年3月31日現在

| 国/ 地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 券面総額 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|-------------|--------------------------|------|----|---------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | | |
| オース トラリア | 6 QUEENSLAND 130814 | 特殊債券 | | 20,700,000.00 | 7,025.11 7,055.2885 | 1,454,197,881 1,460,444,734 | 6.000000 2013/08/14 | 10.52 |
| オース トラリア | 5.5 NEWSWALES 140801 | 特殊債券 | | 14,000,000.00 | 6,835.96 6,877.9064 | 957,035,077 962,906,896 | 5.500000 2014/08/01 | 6.93 |
| オース トラリア | 6 AUST GOVT 170215 | 国債証券 | | 10,500,000.00 | 7,569.66 7,467.1722 | 794,814,723 784,053,084 | 6.000000 2017/02/15 | 5.65 |
| オース トラリア | 5.5 QUEENSLAND 100514 | 特殊債券 | | 8,500,000.00 | 6,855.79 6,866.2667 | 582,742,413 583,632,674 | 5.500000 2010/05/14 | 4.20 |
| オース トラリア | 6 QUEENSLAND 170914 | 特殊債券 | | 7,800,000.00 | 6,879.31 7,000.2063 | 536,586,461 546,016,095 | 6.000000 2017/09/14 | 3.93 |
| オース トラリア | 6.25 VICTORIA 121015 | 特殊債券 | | 7,600,000.00 | 7,092.23 7,108.1192 | 539,010,079 540,217,063 | 6.250000 2012/10/15 | 3.89 |
| オース トラリア | 6 AUST & NZ BANKI 100301 | 社債券 | | 6,500,000.00 | 6,830.20 6,824.7071 | 443,963,128 443,605,965 | 6.000000 2010/03/01 | 3.19 |
| オース トラリア | 5.5 NEWSWALES 170301 | 特殊債券 | | 6,400,000.00 | 6,713.46 6,794.7938 | 429,661,687 434,866,809 | 5.500000 2017/03/01 | 3.13 |
| オース トラリア | 6 QUEENSLAND 110614 | 特殊債券 | | 6,000,000.00 | 7,009.51 7,009.6078 | 420,570,842 420,576,471 | 6.000000 2011/06/14 | 3.03 |
| オース トラリア | 5.5 NATIONAL AUST 100115 | 社債券 | | 4,000,000.00 | 6,777.09 6,782.4305 | 271,083,862 271,297,222 | 5.500000 2010/01/15 | 1.95 |
| オース トラリア | 6.25 CIE FINANCEM 170130 | 社債券 | | 3,800,000.00 | 6,384.70 6,291.6627 | 242,618,831 239,083,183 | 6.250000 2017/01/30 | 1.72 |
| オース トラリア | 6.25 NRW.BANK 110912 | 特殊債券 | | 3,200,000.00 | 7,009.68 6,931.1324 | 224,310,024 221,796,238 | 6.250000 2011/09/12 | 1.60 |
| オース トラリア | 5.75 HBOS TSY SRV 101026 | 社債券 | | 3,000,000.00 | 6,673.19 6,632.4018 | 200,195,275 198,972,055 | 5.750000 2010/10/26 | 1.43 |
| オース トラリア | 6.5 NATIONAL WEAL 111221 | 社債券 | | 3,000,000.00 | 6,685.60 6,618.1220 | 200,568,033 198,543,660 | 6.500000 2011/12/21 | 1.43 |
| オース トラリア | 8.5 COMMONWEALTH 110624 | 社債券 | | 2,500,000.00 | 7,273.08 7,228.4893 | 181,827,111 180,712,232 | 8.500000 2011/06/24 | 1.30 |
| オース トラリア | 6 HYPOBK IN ESSEN 161130 | 社債券 | | 2,900,000.00 | 6,328.75 6,223.5537 | 183,534,024 180,483,058 | 6.000000 2016/11/30 | 1.30 |
| オース トラリア | 7.75 WESTPAC BANK 110117 | 社債券 | | 2,500,000.00 | 7,106.91 7,075.1235 | 177,672,994 176,878,088 | 7.750000 2011/01/17 | 1.27 |
| オース トラリア | 6 NEWSWALES 120501 | 特殊債券 | | 2,500,000.00 | 7,010.85 7,036.7536 | 175,271,356 175,918,840 | 6.000000 2012/05/01 | 1.27 |
| オース トラリア | 6.25 ING BANK(AU) 110712 | 社債券 | | 2,500,000.00 | 6,814.96 6,757.6435 | 170,374,097 168,941,088 | 6.250000 2011/07/12 | 1.22 |
| オース トラリア | 5.25 AUST & NZ BK 140116 | 社債券 | | 2,500,000.00 | 6,836.14 6,745.0121 | 170,903,644 168,625,304 | 5.250000 2014/01/16 | 1.21 |
| オース トラリア | 4.5 COMMONWEALTH 140220 | 社債券 | | 2,500,000.00 | 6,722.18 6,636.9853 | 168,054,714 165,924,633 | 4.500000 2014/02/20 | 1.19 |
| オース トラリア | 5.75 RENTENBANK 150121 | 特殊債券 | | 2,400,000.00 | 6,898.67 6,830.3293 | 165,568,308 163,927,903 | 5.750000 2015/01/21 | 1.18 |

| 国/ 地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 券面総額 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) | 投資 比率 (%) |
|----------|--------------------------|-----|----|--------------|------------------------|----------------------------|------------------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | 償還期限 (年/月/日) | |
| オーストラリア | 7.25 WESTPAC BANK 120924 | 社債券 | | 2,300,000.00 | 7,135.20 7,067.2096 | 164,109,708 162,545,821 | 7.250000 2012/09/24 | 1.17 |
| オーストラリア | 7.25 WESTPAC BANK 100924 | 社債券 | | 2,000,000.00 | 7,011.57 6,990.9254 | 140,231,424 139,818,509 | 7.250000 2010/09/24 | 1.01 |
| オーストラリア | 5.5 NETWRK RAIL I 100720 | 社債券 | | 2,000,000.00 | 6,892.31 6,857.1333 | 137,846,271 137,142,666 | 5.500000 2010/07/20 | 0.99 |
| オーストラリア | 6.25 ABN AMRO BAN 100324 | 社債券 | | 2,000,000.00 | 6,795.64 6,785.0372 | 135,912,898 135,700,744 | 6.250000 2010/03/24 | 0.98 |
| オーストラリア | 5.75 NATIONAL AUS 090915 | 社債券 | | 2,000,000.00 | 6,761.57 6,755.7940 | 135,231,540 135,115,881 | 5.750000 2009/09/15 | 0.97 |
| オーストラリア | 6.25 STOCKLAND PR 110616 | 社債券 | | 2,100,000.00 | 6,442.36 6,386.8839 | 135,289,732 134,124,562 | 6.250000 2011/06/16 | 0.97 |
| オーストラリア | 6.5 AUST & NZ BAN 111108 | 社債券 | | 1,900,000.00 | 6,986.84 6,938.4231 | 132,750,046 131,830,039 | 6.500000 2011/11/08 | 0.95 |
| オーストラリア | 6.5 MORGAN STANLE 110222 | 社債券 | | 2,100,000.00 | 6,254.37 6,271.4659 | 131,341,945 131,700,783 | 6.500000 2011/02/22 | 0.95 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成21年3月31日現在

| 種類 / 業種別 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 国債証券 | 6.49 |
| 特殊債券 | 44.16 |
| 社債券 | 44.46 |
| 合計 | 95.11 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成21年3月31日現在

| 資産の種類 | 取引所名 | 建別 | 数量 (枚) | 通貨 | 簿価 | 評価額 | 評価額(円) | 投資 比率 (%) |
|-----------------------|-----------|----|-----------|-----------|--------------|--------------|-------------|-----------------|
| 債券先物取引 | | | | | | | | |
| AUST3Y (2009年6月限) | シドニー先物取引所 | 買建 | 29 | オーストラリアドル | 3,137,861.48 | 3,111,187.86 | 208,480,698 | 1.50 |
| AUST10Y (2009年6月限) | シドニー先物取引所 | 買建 | 25 | オーストラリアドル | 2,843,580.00 | 2,810,036.50 | 188,300,545 | 1.36 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) |
|---------------------------|--|------------------------------|
| 第1計算期間末日 (平成15年12月15日) | 6,978,358,572 (分配付) 6,907,619,500 (分配落) | 10,358 (分配付) 10,253 (分配落) |
| 第2計算期間末日 (平成16年3月15日) | 8,547,641,953 (分配付) 8,444,369,707 (分配落) | 10,760 (分配付) 10,630 (分配落) |
| 第3計算期間末日 (平成16年6月15日) | 11,796,724,429 (分配付) 11,648,174,214 (分配落) | 9,927 (分配付) 9,802 (分配落) |
| 第4計算期間末日 (平成16年9月15日) | 14,353,284,381 (分配付) 14,177,992,121 (分配落) | 10,152 (分配付) 10,028 (分配落) |
| 第5計算期間末日 (平成16年12月15日) | 14,662,011,730 (分配付) 14,489,122,296 (分配落) | 10,523 (分配付) 10,399 (分配落) |
| 第6計算期間末日 (平成17年3月15日) | 14,879,163,439 (分配付) 14,707,782,225 (分配落) | 10,755 (分配付) 10,631 (分配落) |
| 第7計算期間末日 (平成17年6月15日) | 16,968,796,515 (分配付) 16,762,093,121 (分配落) | 11,006 (分配付) 10,872 (分配落) |
| 第8計算期間末日 (平成17年9月15日) | 19,941,461,304 (分配付) 19,703,072,720 (分配落) | 11,234 (分配付) 11,099 (分配落) |

| | 純資産総額 | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) |
|----------------------------|--|------------------------------|
| 第9計算期間末日 (平成17年12月15日) | 23,815,478,955 (分配付) 23,540,901,922 (分配落) | 11,608 (分配付) 11,475 (分配落) |
| 第10計算期間末日 (平成18年 3月15日) | 24,561,074,172 (分配付) 24,270,908,758 (分配落) | 11,383 (分配付) 11,249 (分配落) |
| 第11計算期間末日 (平成18年 6月15日) | 23,977,906,966 (分配付) 23,686,928,488 (分配落) | 11,017 (分配付) 10,883 (分配落) |
| 第12計算期間末日 (平成18年 9月15日) | 24,176,334,745 (分配付) 23,882,427,407 (分配落) | 11,471 (分配付) 11,332 (分配落) |
| 第13計算期間末日 (平成18年12月15日) | 23,585,531,919 (分配付) 23,251,714,153 (分配落) | 11,900 (分配付) 11,732 (分配落) |
| 第14計算期間末日 (平成19年 3月15日) | 21,817,117,699 (分配付) 21,506,283,066 (分配落) | 11,886 (分配付) 11,717 (分配落) |
| 第15計算期間末日 (平成19年 6月15日) | 22,655,582,463 (分配付) 22,362,969,511 (分配落) | 12,977 (分配付) 12,809 (分配落) |
| 第16計算期間末日 (平成19年 9月18日) | 20,961,294,861 (分配付) 20,668,562,144 (分配落) | 12,107 (分配付) 11,938 (分配落) |
| 第17計算期間末日 (平成19年12月17日) | 21,151,885,833 (分配付) 20,848,539,733 (分配落) | 12,166 (分配付) 11,991 (分配落) |
| 第18計算期間末日 (平成20年 3月17日) | 19,453,686,928 (分配付) 19,146,055,049 (分配落) | 11,289 (分配付) 11,111 (分配落) |
| 第19計算期間末日 (平成20年 6月16日) | 20,925,706,857 (分配付) 20,612,476,040 (分配落) | 12,322 (分配付) 12,137 (分配落) |
| 第20計算期間末日 (平成20年 9月16日) | 17,293,702,056 (分配付) 16,991,943,096 (分配落) | 10,558 (分配付) 10,374 (分配落) |
| 第21計算期間末日 (平成20年12月15日) | 12,716,046,319 (分配付) 12,423,055,661 (分配落) | 8,029 (分配付) 7,844 (分配落) |
| 第22計算期間末日 (平成21年 3月16日) | 13,607,775,383 (分配付) 13,308,860,624 (分配落) | 8,402 (分配付) 8,217 (分配落) |
| 平成20年 3月末日 | 19,382,556,930 | 11,228 |
| 4月末日 | 20,371,530,146 | 11,850 |
| 5月末日 | 21,029,885,979 | 12,324 |
| 6月末日 | 21,044,581,249 | 12,368 |
| 7月末日 | 21,108,314,494 | 12,559 |
| 8月末日 | 19,631,275,438 | 11,905 |
| 9月末日 | 16,492,663,690 | 10,308 |
| 10月末日 | 13,277,475,913 | 8,376 |
| 11月末日 | 13,036,473,736 | 8,237 |
| 12月末日 | 12,950,433,390 | 8,140 |
| 平成21年 1月末日 | 12,301,553,118 | 7,634 |
| 2月末日 | 13,308,358,519 | 8,242 |
| 3月末日 | 13,887,530,331 | 8,520 |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第1計算期間 | 105円 |
| 第2計算期間 | 130円 |
| 第3計算期間 | 125円 |
| 第4計算期間 | 125円 |
| 第5計算期間 | 125円 |
| 第6計算期間 | 125円 |
| 第7計算期間 | 135円 |
| 第8計算期間 | 135円 |
| 第9計算期間 | 135円 |
| 第10計算期間 | 135円 |
| 第11計算期間 | 135円 |
| 第12計算期間 | 140円 |
| 第13計算期間 | 170円 |
| 第14計算期間 | 170円 |
| 第15計算期間 | 170円 |
| 第16計算期間 | 170円 |
| 第17計算期間 | 175円 |
| 第18計算期間 | 180円 |
| 第19計算期間 | 185円 |
| 第20計算期間 | 185円 |
| 第21計算期間 | 185円 |
| 第22計算期間 | 185円 |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第1計算期間 | 3.58 |
| 第2計算期間 | 4.94 |
| 第3計算期間 | 6.61 |
| 第4計算期間 | 3.57 |
| 第5計算期間 | 4.93 |
| 第6計算期間 | 3.42 |
| 第7計算期間 | 3.52 |
| 第8計算期間 | 3.32 |
| 第9計算期間 | 4.58 |
| 第10計算期間 | 0.80 |
| 第11計算期間 | 2.06 |
| 第12計算期間 | 5.40 |
| 第13計算期間 | 5.01 |
| 第14計算期間 | 1.31 |
| 第15計算期間 | 10.75 |
| 第16計算期間 | 5.48 |
| 第17計算期間 | 1.90 |
| 第18計算期間 | 5.85 |
| 第19計算期間 | 10.89 |
| 第20計算期間 | 13.00 |
| 第21計算期間 | 22.60 |
| 第22計算期間 | 7.11 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

| | |
|------------|---|
| 平成15年9月26日 | 設定日、信託契約締結、運用開始 |
| 平成17年10月1日 | ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 |

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

| | |
|----------------|---|
| 申込みの受付 | 原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日 その他シドニーにおける債券市場の取引停止日 |
| 申込単位 | 販売会社が定める単位 |
| 申込価額 | 申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 申込価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 申込単位・申込価額の照会方法 | 申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |
| 申込手数料 | 申込価額×2.625%（税込2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。 |
| 申込方法 | 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |
| 申込受付時間 | 原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| その他 | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 |

2【換金（解約）手続等】

| | |
|-----------|--|
| 解約の受付 | 原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日 その他シドニーにおける債券市場の取引停止日 |
| 解約単位 | 1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 |
| 解約価額 | 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額 |
| 信託財産留保額 | 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.2% |
| 解約価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 解約価額の照会方法 | 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |
| 支払開始日 | 原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。 |
| 解約請求受付時間 | 原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| その他 | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

| | |
|-----------|---|
| 基準価額の算出方法 | <p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>（主な評価方法）</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p> |
| 基準価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 基準価額の照会方法 | <p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p> |

(2) 【保管】

| | |
|---------|-------------|
| 受益証券の保管 | 該当事項はありません。 |
|---------|-------------|

(3) 【信託期間】

| | |
|------|---|
| 信託期間 | 平成15年9月26日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。 |
|------|---|

(4) 【計算期間】

| | |
|------|---|
| 計算期間 | 原則として、毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、および12月16日から翌年3月15日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。 |
|------|---|

(5) 【その他】

| | |
|------------|--|
| ファンドの償還条件等 | <p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。</p> <p>委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p> |
|------------|--|

| | |
|-----------------------|---|
| 信託約款の変更 | 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。 |
| ファンドの償還等に関する開示方法 | 委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 異議申立ておよび反対者の買取請求権 | 受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 関係法人との契約の更改 | 委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了2ヵ月前までに相手方に対し、書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。 |
| 運用報告書の作成 | 委託会社は、毎年3月および9月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。 |
| 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い | 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。 |
| 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い | 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。 |
| 信託事務処理の再信託 | 受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。 |

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>収益分配金 に対する請 求権</p> | <p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| <p>償還金に 対する請 求権</p> | <p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 |
| <p>換金（解約） 請求権</p> | <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p> |

第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)および当特定期間(平成20年9月17日から平成21年3月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

オーストラリアインカムオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 [平成20年9月16日現在] | 当期 [平成21年3月16日現在] |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 222,526,544 | 225,508,542 |
| コール・ローン | 166,775,083 | 136,044,460 |
| 国債証券 | 1,037,352,306 | 879,085,462 |
| 特殊債券 | 7,153,923,616 | 5,887,505,641 |
| 社債券 | 8,124,599,693 | 6,051,299,166 |
| 派生商品評価勘定 | 22,775,913 | 1,920,658 |
| 未収入金 | 348,254,825 | 202,730,668 |
| 未収利息 | 214,507,065 | 157,366,060 |
| 前払費用 | 16,562,593 | 16,103,653 |
| その他未収収益 | 2,698,041 | 7,203,859 |
| 差入委託証拠金 | 114,113,115 | 94,691,296 |
| 流動資産合計 | 17,424,088,794 | 13,659,459,465 |
| 資産合計 | | |
| | 17,424,088,794 | 13,659,459,465 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 394,863 | 5,661,736 |
| 未払収益分配金 | 301,758,960 | 298,914,759 |
| 未払解約金 | 70,589,134 | 8,736,702 |
| 未払受託者報酬 | 2,688,969 | 1,683,648 |
| 未払委託者報酬 | 56,468,334 | 35,356,558 |
| その他未払費用 | 245,438 | 245,438 |
| 流動負債合計 | 432,145,698 | 350,598,841 |
| 負債合計 | | |
| | 432,145,698 | 350,598,841 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ¹ 16,379,904,888 | ¹ 16,196,377,399 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | ² 612,038,208 | ² 2,887,516,775 |
| (分配準備積立金) | 2,568,286,136 | 2,094,794,674 |
| 元本等合計 | 16,991,943,096 | 13,308,860,624 |
| 純資産合計 | | |
| | 16,991,943,096 | 13,308,860,624 |
| 負債純資産合計 | | |
| | 17,424,088,794 | 13,659,459,465 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自平成20年3月18日 至平成20年9月16日 | 当期 自平成20年9月17日 至平成21年3月16日 |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 611,958,010 | 379,816,543 |
| 有価証券売買等損益 | 478,596,420 | 300,458,230 |
| 派生商品取引等損益 | 20,375,615 | 139,209,620 |
| 為替差損益 | 1,505,399,960 | 3,560,040,453 |
| その他収益 | 5,430,283 | 4,505,818 |
| 営業収益合計 | 389,039,632 | 2,736,050,242 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 5,354,192 | 3,505,847 |
| 委託者報酬 | 112,437,982 ¹ | 73,622,809 ¹ |
| その他費用 | 4,467,304 | 2,645,502 |
| 営業費用合計 | 122,259,478 | 79,774,158 |
| 営業利益 | 511,299,110 | 2,815,824,400 |
| 経常利益 | 511,299,110 | 2,815,824,400 |
| 当期純利益 | 511,299,110 | 2,815,824,400 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 23,490,127 | 70,257,263 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 1,914,118,013 | 612,038,208 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 165,798,953 | 73,875,964 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 73,875,964 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 165,798,953 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 318,099,744 | 235,958,393 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 318,099,744 | 37,693,179 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 198,265,214 |
| 分配金 | 614,989,777 ² | 591,905,417 ² |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 612,038,208 | 2,887,516,775 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 前期 (自平成20年3月18日 至平成20年9月16日) | 当期 (自平成20年9月17日 至平成21年3月16日) |
|---------------------------|--|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> | <p>同左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> | <p>(1) 先物取引 同左</p> <p>(2) 為替予約取引 同左</p> |
| 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p> <p>(2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月15日および9月15日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年3月18日から平成20年9月16日までとなっております。</p> | <p>(1) 外貨建資産等の会計処理 同左</p> <p>(2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月15日および9月15日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年9月17日から平成21年3月16日までとなっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| | 前期 [平成20年9月16日現在] | 当期 [平成21年3月16日現在] |
|---|----------------------|----------------------|
| 1 期首元本額 | 17,231,937,036円 | 16,379,904,888円 |
| 期中追加設定元本額 | 950,991,933円 | 1,228,145,136円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,803,024,081円 | 1,411,672,625円 |
| 2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | | 2,887,516,775円 |
| 3 特定期間末日における受益権の総数 | 16,379,904,888口 | 16,196,377,399口 |
| 4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0374円 (10,374円) | 0.8217円 (8,217円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成20年3月18日至平成20年9月16日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

30,577,588円

2 分配金の計算過程

| | | (自平成20年3月18日至平成20年6月16日) |
|---------------------------|--------------|--------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 328,584,168円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 2,018,234,561円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,845,867,676円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 5,192,686,405円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 16,982,855,485口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,057円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 185円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 314,182,826円 |
| 外国税控除額 | J | 952,009円 |
| 控除後の分配金金額 | K=I-J | 313,230,817円 |

| | | (自平成20年6月17日至平成20年9月16日) |
|---------------------------|--------------|--------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 201,479,090円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 2,044,653,154円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,668,566,006円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 4,914,698,250円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 16,379,904,888口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,000円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 185円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 303,028,240円 |
| 外国税控除額 | J | 1,269,280円 |
| 控除後の分配金金額 | K=I-J | 301,758,960円 |

当期(自平成20年9月17日至平成21年3月16日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

20,003,070円

2 分配金の計算過程

| | | (自平成20年9月17日至平成20年12月15日) |
|---------------------------|--------------|---------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 144,256,888円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 2,060,393,182円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,403,818,236円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 4,608,468,306円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 15,837,332,904口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 2,909円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 185円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 292,990,658円 |

| | | (自平成20年12月16日至平成21年3月16日) |
|---------------------------|--------------|---------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 185,528,413円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 2,208,504,158円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,208,181,020円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 4,602,213,591円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 16,196,377,399口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 2,841円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 185円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 299,632,981円 |
| 外国税控除額 | J | 718,222円 |
| 控除後の分配金金額 | K=I-J | 298,914,759円 |

（有価証券関係に関する注記）
 売買目的有価証券

| 種 類 | 前 期 [平成20年9月16日現在] | | 当 期 [平成21年3月16日現在] | |
|------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| | 貸借対照表計上額(円) | 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 貸借対照表計上額(円) | 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 1,037,352,306 | 49,804,678 | 879,085,462 | 775,637 |
| 特殊債券 | 7,153,923,616 | 238,125,091 | 5,887,505,641 | 63,265,249 |
| 社債券 | 8,124,599,693 | 305,635,254 | 6,051,299,166 | 38,158,205 |
| 合計 | 16,315,875,615 | 593,565,023 | 12,817,890,269 | 100,647,817 |

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項

| 区 分 | 前 期 (自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日) | 当 期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日) |
|-----------------------------|---|---|
| 1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針 | (1) 当ファンドの運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。 (2) 当ファンドの運用の効率化を図るために、金利先物取引を利用しております。 (3) 当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。 | 同 左 同 左 同 左 |
| 2 取引に係るリスクの内容 | (1) 債券先物取引は、債券価格の変動による価格変動リスクを有しております。 (2) 金利先物取引は、金利の変動による価格変動リスクを有しております。 (3) 外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 | 同 左 同 左 同 左 |
| 3 取引に係るリスクの管理体制 | 運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | 同 左 |
| 4 取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同 左 |

2 取引の時価等に関する事項

債券関連

| 区 分 | 種 類 | 前 期 [平成20年9月16日現在] | | |
|------|--------------|----------------------|---------------|----------------|
| | | 契 約 額 等 (円) | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| 市場取引 | 債券先物取引 買建 | | | |
| | | うち1年超 | | |
| | 合計 | 2,402,112,184 | 2,411,235,097 | 9,122,913 |

| 区 分 | 種 類 | 当 期 [平成21年3月16日現在] | | |
|------|--------------|----------------------|-------------|----------------|
| | | 契 約 額 等 (円) | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| 市場取引 | 債券先物取引 買建 | | | |
| | | うち1年超 | | |
| | 合計 | 699,014,338 | 700,510,660 | 1,496,322 |

（注）時価の算定方法

1 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

| 区分 | 種類 | 前期 [平成20年9月16日現在] | | | |
|-----------|---------------------------|---------------------|-------|-------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 オーストラリアドル | 352,887,000 | | 339,234,000 | 13,653,000 |
| | 合計 | 352,887,000 | | 339,234,000 | 13,653,000 |

| 区分 | 種類 | 当期 [平成21年3月16日現在] | | | |
|-----------|---------------------------|---------------------|-------|-------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 オーストラリアドル | 265,872,600 | | 271,110,000 | 5,237,400 |
| | 合計 | 265,872,600 | | 271,110,000 | 5,237,400 |

(注) 時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
（ロ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

金利関連

| 区分 | 種類 | 前期 [平成20年9月16日現在] | | | |
|------|--------------|---------------------|-------|---------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 金利先物取引 売建 | 1,302,276,416 | | 1,302,671,279 | 394,863 |
| | 合計 | 1,302,276,416 | | 1,302,671,279 | 394,863 |

当期 [平成21年3月16日現在]

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 通貨 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|--------------------------|---------------|--------------------------------|----|
| オーストラリアドル | | | | |
| 国債証券 | 5.25 AUST GOVT 100815 | 700,000.00 | 725,579.40 | |
| | 5.75 AUSTRIA GOVT 140915 | 1,000,000.00 | 1,029,850.00 | |
| | 6 AUST GOVT 170215 | 10,500,000.00 | 11,861,136.00 | |
| | 国債証券 小計 | 12,200,000.00 | 13,616,565.40 (879,085,462) | |
| 特殊債券 | 5.375 EUROPEAN IN 110124 | 1,500,000.00 | 1,548,450.00 | |
| | 5.5 NEWSWALES 140801 | 14,000,000.00 | 14,281,974.00 | |
| | 5.5 NEWSWALES 170301 | 6,400,000.00 | 6,405,491.20 | |
| | 5.5 QUEENSLAND 100514 | 8,500,000.00 | 8,717,464.00 | |

| 通貨種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|--------------------------|---------------|----------------------------------|----|
| | 5.75 KFW 150513 | 1,500,000.00 | 1,551,651.00 | |
| | 5.75 RENTENBANK 150121 | 2,400,000.00 | 2,470,800.00 | |
| | 6 EUROFIMA 100815 | 1,800,000.00 | 1,862,191.80 | |
| | 6 KOMMUNALBANKEN 110225 | 500,000.00 | 522,675.00 | |
| | 6 NEWSWALES 120501 | 2,500,000.00 | 2,621,750.00 | |
| | 6 QUEENSLAND 110614 | 6,000,000.00 | 6,276,240.00 | |
| | 6 QUEENSLAND 130814 | 2,500,000.00 | 2,628,927.50 | |
| | 6 QUEENSLAND 130814 | 18,200,000.00 | 19,094,257.00 | |
| | 6 QUEENSLAND 151014 | 1,750,000.00 | 1,771,350.00 | |
| | 6 QUEENSLAND 170914 | 7,800,000.00 | 8,031,753.60 | |
| | 6 RENTENBANK 090915 | 1,000,000.00 | 1,006,000.00 | |
| | 6.25 COMMONWEALTH 090901 | 1,000,000.00 | 1,012,213.00 | |
| | 6.25 NRW.BANK 110912 | 3,200,000.00 | 3,347,411.20 | |
| | 6.25 VICTORIA 121015 | 7,600,000.00 | 8,043,726.00 | |
| | 特殊債券 小計 | 88,150,000.00 | 91,194,325.30 (5,887,505,641) | |
| 社債券 | 4.5 COMMONWEALTH 140220 | 2,500,000.00 | 2,507,905.00 | |
| | 5.25 AUST & NZ BK 140116 | 2,500,000.00 | 2,550,420.00 | |
| | 5.5 NATIONAL AUST 100115 | 4,000,000.00 | 4,045,424.00 | |
| | 5.5 NETWRK RAIL I 100720 | 2,000,000.00 | 2,057,100.00 | |
| | 5.75 BANK OF AMER 100823 | 2,000,000.00 | 1,945,972.00 | |
| | 5.75 CITIGROUP 100609 | 1,500,000.00 | 1,423,339.50 | |
| | 5.75 DEXIA MUNICI 140402 | 1,000,000.00 | 989,241.00 | |
| | 5.75 DEXIA MUNICI 150824 | 1,000,000.00 | 977,363.00 | |
| | 5.75 HBOS TSY SRV 101026 | 3,000,000.00 | 2,987,550.00 | |
| | 5.75 HBOS TYS SVC 090323 | 2,000,000.00 | 1,999,718.00 | |
| | 5.75 ING BANK (AU 120927 | 1,000,000.00 | 982,139.00 | |
| | 5.75 NATIONAL AUS 090915 | 2,000,000.00 | 2,018,080.00 | |
| | 5.75 NATIONAL AUS 110615 | 1,000,000.00 | 1,024,723.00 | |
| | 6 AUS PAC AIR 151214 | 1,000,000.00 | 859,883.00 | |
| | 6 AUST & NZ BANKI 100301 | 6,500,000.00 | 6,625,326.50 | |
| | 6 GE CAP AUSTRALI 110615 | 1,000,000.00 | 913,708.00 | |
| | 6 GE CAP AUSTRALI 120817 | 1,500,000.00 | 1,283,295.00 | |
| | 6 GE CAP AUSTRALI 130515 | 1,000,000.00 | 817,299.00 | |
| | 6 HYPOBK IN ESSEN 161130 | 2,900,000.00 | 2,738,905.00 | |
| | 6 NETWORK RAIL IN 161115 | 1,000,000.00 | 1,044,753.00 | |
| | 6 TRANSURBAN FINA 091207 | 500,000.00 | 504,092.50 | |
| | 6.25 ABN AMRO BAN 100324 | 2,000,000.00 | 2,028,248.00 | |
| | 6.25 ASIF II 090527 | 2,000,000.00 | 1,929,428.00 | |
| | 6.25 CIE FINANCEM 170130 | 3,800,000.00 | 3,620,636.20 | |
| | 6.25 HBOS TSY SVC 111019 | 1,600,000.00 | 1,573,155.20 | |
| | 6.25 ING BANK(AU) 110712 | 2,500,000.00 | 2,542,517.50 | |
| | 6.25 QIC SHOPPING 090605 | 1,000,000.00 | 1,001,239.00 | |
| | 6.25 SPI AUSTRAL 111130 | 500,000.00 | 508,456.00 | |
| | 6.25 STOCKLAND PR 110616 | 2,100,000.00 | 2,018,948.40 | |
| | 6.25 SYDNEY AIRPO 111121 | 2,000,000.00 | 1,981,718.00 | |
| | 6.25 WESTPAC BANK 110825 | 1,500,000.00 | 1,555,987.50 | |
| | 6.485 MOF 2 A2 130315 | 1,900,000.00 | 1,971,098.00 | |
| | 6.5 AUST & NZ BAN 111108 | 1,900,000.00 | 1,981,048.30 | |
| | 6.5 CITIGROUP INC 120213 | 1,800,000.00 | 1,591,414.20 | |
| | 6.5 MORGAN STANLE 110222 | 2,100,000.00 | 1,960,035.00 | |
| | 6.5 NATIONAL WEAL 111221 | 3,000,000.00 | 2,993,106.00 | |
| | 6.5 SPI ELECTRICI 111103 | 1,000,000.00 | 1,022,505.00 | |
| | 6.75 DEXUS FINANC 110208 | 800,000.00 | 810,345.60 | |
| | 7 MIRVAC GROUP FU 100315 | 1,200,000.00 | 1,199,972.40 | |
| | 7.25 WESTPAC BANK 100924 | 2,000,000.00 | 2,092,694.00 | |
| | 7.25 WESTPAC BANK 120924 | 2,300,000.00 | 2,449,033.10 | |
| | 7.75 WESTPAC BANK 110117 | 2,500,000.00 | 2,651,440.00 | |
| | 8.5 COMMONWEALTH 110624 | 2,500,000.00 | 2,713,432.50 | |
| | FRN ARMS XV A 351010 | 269,199.00 | 259,400.15 | |
| | FRN CFS RETAIL PR 090731 | 1,000,000.00 | 988,260.00 | |
| | FRN MULTI 05-2 A 111121 | 1,500,000.00 | 1,483,575.00 | |
| | FRN NRBS04-1A-2 340320 | 219,840.00 | 215,331.08 | |
| | STEP AUST&NZ BANK 170305 | 1,400,000.00 | 1,319,169.60 | |
| | STEP COMMONWEALTH 170525 | 1,500,000.00 | 1,411,821.00 | |
| | STEP DOT 2004-CMBS101015 | 1,000,000.00 | 1,000,822.00 | |
| | STEP MACQUARIE BK 140915 | 2,000,000.00 | 1,882,006.00 | |
| | STEP NATIONAL WEA 260616 | 500,000.00 | 308,054.50 | |
| | STEP RBS 141027 | 1,000,000.00 | 958,550.00 | |
| | STEP SUNCORP-MET 160622 | 500,000.00 | 467,081.00 | |

| 通貨種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|--------------------------|----------------|------------------------------------|----|
| | STEP WESTPAC BANK 170525 | 1,000,000.00 | 944,635.00 | |
| | 社債券 小計 | 94,789,039.00 | 93,731,399.73 (6,051,299,166) | |
| オーストラリアドル 小計 | | 195,139,039.00 | 198,542,290.43 (12,817,890,269) | |
| 合計 | | | 12,817,890,269 (12,817,890,269) | |

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|-----------|-----------|--------------|----------------|
| オーストラリアドル | 国債証券 3銘柄 | 6.86% | 6.86% |
| | 特殊債券 18銘柄 | 45.93% | 45.93% |
| | 社債券 55銘柄 | 47.21% | 47.21% |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

平成21年3月31日現在
(単位:円)

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 資産総額 | 15,925,087,950 |
| 負債総額 | 2,037,557,619 |
| 純資産総額(-) | 13,887,530,331 |
| 発行済口数 | 16,299,715,493 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.8520 (1万口当たり 8,520) |

第5【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|---------------|---------------|----------------|
| 第1計算期間 | 7,071,142,993 | 334,088,492 | 6,737,054,501 |
| 第2計算期間 | 3,579,505,259 | 2,372,540,806 | 7,944,018,954 |
| 第3計算期間 | 4,352,753,215 | 412,754,941 | 11,884,017,228 |
| 第4計算期間 | 2,845,655,553 | 590,837,235 | 14,138,835,546 |
| 第5計算期間 | 1,663,666,299 | 1,868,818,339 | 13,933,683,506 |
| 第6計算期間 | 1,493,880,579 | 1,593,152,134 | 13,834,411,951 |
| 第7計算期間 | 2,530,736,169 | 947,129,568 | 15,418,018,552 |
| 第8計算期間 | 4,061,864,319 | 1,728,161,289 | 17,751,721,582 |
| 第9計算期間 | 4,130,501,034 | 1,366,579,363 | 20,515,643,253 |
| 第10計算期間 | 2,096,817,474 | 1,035,548,385 | 21,576,912,342 |
| 第11計算期間 | 1,087,211,424 | 899,516,026 | 21,764,607,740 |
| 第12計算期間 | 651,933,586 | 1,341,222,316 | 21,075,319,010 |
| 第13計算期間 | 524,538,354 | 1,780,776,480 | 19,819,080,884 |
| 第14計算期間 | 309,801,853 | 1,774,336,659 | 18,354,546,078 |
| 第15計算期間 | 356,458,602 | 1,252,338,922 | 17,458,665,758 |
| 第16計算期間 | 846,829,396 | 991,937,221 | 17,313,557,933 |
| 第17計算期間 | 775,606,218 | 702,596,222 | 17,386,567,929 |
| 第18計算期間 | 371,409,649 | 526,040,542 | 17,231,937,036 |
| 第19計算期間 | 379,908,357 | 628,989,908 | 16,982,855,485 |
| 第20計算期間 | 571,083,576 | 1,174,034,173 | 16,379,904,888 |
| 第21計算期間 | 528,162,709 | 1,070,734,693 | 15,837,332,904 |
| 第22計算期間 | 699,982,427 | 340,937,932 | 16,196,377,399 |

(注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成21年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年4月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成21年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 329 | 5,034,634 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 429,709 |
| 単位型株式投資信託 | 10 | 84,554 |
| 単位型公社債投資信託 | 6 | 72,988 |
| 合計 | 363 | 5,621,885 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づき作成されており、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

なお、第22期事業年度の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しており、第23期事業年度以降の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表及び第24期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる監査並びに中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 区 分 | 注記 番号 | 第22期 (平成19年3月31日現在) | | 第23期 (平成20年3月31日現在) | |
|----------|----------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| | | 金 額 (千円) | 構成比(%)) | 金 額 (千円) | 構成比(%)) |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 25,044,571 | | 13,048,512 | |
| 有価証券 | 2 | - | | 7,000,000 | |
| 支払委託金 | | | | | |
| 収益分配金 | | 17,420 | | - | |
| 償還金 | | 69 | | - | |
| 前払費用 | | 138,695 | | 176,784 | |
| 未収入金 | | - | | 754,110 | |
| 未収委託者報酬 | | 6,408,326 | | 5,719,241 | |
| 未収収益 | 2 | 14,223 | | 9,851 | |
| 繰延税金資産 | | 607,504 | | 470,611 | |
| 金銭の信託 | 2 | 1,000,000 | | 1,000,000 | |
| その他 | | 3,914 | | 2,358 | |
| 流動資産 計 | | | 33,234,722 | | 28,181,470 |
| | | | | 66.7 | |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物 | 1 | 414,150 | | 378,922 | |
| 器具備品 | 1 | 172,050 | | 165,354 | |
| 土地 | | 1,205,032 | | 1,205,031 | |
| | | | | | |
| | | | 1,791,232 | 3.6 | 1,749,308 |
| 無形固定資産 | | | | | |
| 電話加入権 | | 15,873 | | 15,822 | |
| ソフトウェア | | 485,390 | | 833,346 | |
| その他 | | 19,575 | | 200 | |
| | | | | | |
| | | | 520,838 | 1.0 | 849,369 |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 長期性預金 | 2 | 3,000,000 | | - | |
| 投資有価証券 | | 10,112,298 | | 15,643,182 | |
| 関係会社株式 | | 321,212 | | 481,812 | |
| 長期差入保証金 | 2 | 796,527 | | 844,628 | |
| 長期前払費用 | | 61,765 | | 44,419 | |
| 繰延税金資産 | | - | | 437,600 | |
| その他 | | 20,485 | | 20,485 | |
| | | | | | |
| | | | 14,312,287 | 28.7 | 17,472,127 |
| 固定資産 計 | | | 16,624,357 | 33.3 | 20,070,805 |
| 資産合計 | | | 49,859,079 | 100.0 | 48,252,276 |

| 区 分 | 注記 番号 | 第22期 (平成19年3月31日現在) | | 第23期 (平成20年3月31日現在) | |
|--------------|----------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| | | 金 額 (千円) | 構成比(%)) | 金 額 (千円) | 構成比(%)) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | 237,974 | | 123,164 | |
| 未払金 | | | | | |
| 未払収益分配金 | | 111,886 | | 259,035 | |
| 未払償還金 | | 2,489,887 | | 2,234,769 | |
| 未払手数料 | 2 | 2,690,638 | | 2,414,475 | |
| その他未払金 | | 338,996 | | 122,624 | |
| 未払費用 | 2 | 1,815,388 | | 1,190,361 | |
| 未払消費税等 | | 369,645 | | 150,778 | |
| 未払法人税等 | | 5,516,634 | | 3,063,071 | |
| 仮受金 | | - | | 9 | |
| 賞与引当金 | | 388,200 | | 473,000 | |
| 流動負債計 | | 13,959,248 | 28.0 | 10,031,290 | 20.8 |
| 固定負債 | | | | | |
| 長期未払金 | | 88,923 | | 40,175 | |
| 退職給付引当金 | | 16,227 | | 13,752 | |
| 役員退職慰労引当金 | | 92,309 | | 80,428 | |
| 繰延税金負債 | | 392,835 | | - | |
| 固定負債計 | | 590,294 | 1.2 | 134,355 | 0.3 |
| 負債合計 | | 14,549,542 | 29.2 | 10,165,645 | 21.1 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | 2,000,132 | 4.0 | 2,000,131 | 4.1 |
| 資本剰余金 | | | | | |
| 資本準備金 | | 222,096 | | 222,096 | |
| 資本剰余金合計 | | 222,096 | 0.4 | 222,096 | 0.5 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| 利益準備金 | | 342,590 | | 342,589 | |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | 6,998,000 | |
| 繰越利益剰余金 | | 23,917,281 | | 28,643,217 | |
| 利益剰余金合計 | | 31,257,870 | 62.7 | 35,983,807 | 74.6 |
| 株主資本合計 | | 33,480,098 | 67.1 | 38,206,035 | 79.2 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,829,439 | 3.7 | 119,404 | 0.2 |
| 純資産合計 | | 35,309,537 | 70.8 | 38,086,630 | 78.9 |
| 負債純資産合計 | | 49,859,079 | 100.0 | 48,252,276 | 100.0 |

(2)【損益計算書】

| 区 分 | 注記 番号 | 第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | 第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | |
|-------------|----------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| | | 金 額 (千円) | 百分比(%) | 金 額 (千円) | 百分比(%) |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 52,045,703 | | 53,528,583 | |
| その他営業収益 | | | | | |
| 投資顧問料 | | 19,999 | | 17,390 | |
| その他 | | 18,783 | | 9,522 | |
| | | | 52,084,485 | | 53,555,496 |
| | | | 100.0 | | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | 3 | 22,786,893 | | 23,552,779 | |
| 広告宣伝費 | | 995,900 | | 1,256,792 | |
| 公告費 | | 19,133 | | 4,837 | |
| 受益証券発行費 | | 59,791 | | - | |
| 調査費 | | | | | |
| 調査費 | | 565,864 | | 708,443 | |
| 委託調査費 | | 5,266,273 | | 5,547,898 | |
| 事務委託費 | | 202,957 | | 248,027 | |
| 営業雑経費 | | | | | |
| 通信費 | | 126,621 | | 119,248 | |
| 印刷費 | | 689,183 | | 675,259 | |
| 協会費 | | 34,260 | | 43,595 | |
| 諸会費 | | 10,781 | | 6,863 | |
| 事務機器関連費 | | 696,050 | | 858,095 | |
| | | | 31,453,706 | | 33,021,841 |
| | | | 60.4 | | 61.6 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | | | |
| 役員報酬 | 1 | 196,664 | | 176,700 | |
| 給料・手当 | | 2,707,050 | | 3,069,369 | |
| 賞与引当金繰入 | | 388,200 | | 473,000 | |
| 福利厚生費 | | 344,539 | | 383,722 | |
| 交際費 | | 20,835 | | 20,733 | |
| 旅費交通費 | | 109,055 | | 130,178 | |
| 租税公課 | | 127,679 | | 129,920 | |
| 不動産賃借料 | | 532,938 | | 666,879 | |
| 退職給付費用 | | 97,607 | | 116,927 | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 14,822 | | 17,691 | |
| 固定資産減価償却費 | | 219,268 | | 289,851 | |
| 諸経費 | | 316,957 | | 348,524 | |
| | | | 5,075,614 | | 5,823,499 |
| | | | 9.7 | | 10.9 |
| 営業利益 | | | 15,555,165 | | 14,710,155 |
| | | | 29.9 | | 27.5 |

| | | 第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | | | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | |
|--------------------|----------|-------------------------------------|------------|--------|-------------------------------------|------------|--------|
| 区 分 | 注記 番号 | 金 額 (千円) | | 百分比(%) | 金 額 (千円) | | 百分比(%) |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 受取配当金 | | 163,342 | | | 125,221 | | |
| 有価証券利息 | 3 | - | | | 44,838 | | |
| 受取利息 | 3 | 20,993 | | | 41,460 | | |
| 有価証券償還益 | | 48,977 | | | - | | |
| 収益分配金等時効 完成分 | | 177,864 | | | 227,953 | | |
| その他 | | 9,630 | 420,806 | 0.8 | 5,113 | 444,587 | 0.8 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 収益分配金等時効 完成分支払額 | | 58,171 | | | 46,433 | | |
| 事務過誤費 | | 62,147 | | | 9,859 | | |
| その他 | | 8,171 | 128,489 | 0.3 | 1,969 | 58,263 | 0.1 |
| 経常利益 | | | 15,847,482 | 30.4 | | 15,096,480 | 28.2 |
| 特別利益 | | | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 14,549 | | | 1,279,301 | | |
| ゴルフ会員権売却益 | | 7,062 | | | - | | |
| 退職金制度移行終了益 | | 225,525 | 247,136 | 0.5 | - | 1,279,301 | 2.4 |
| 特別損失 | | | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 2,089 | | | 429,258 | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 24,698 | | | 2,713 | | |
| 投資有価証券清算損 | | - | | | 21,312 | | |
| 移転関連費用 | | 67,801 | | | 13,467 | | |
| 造作変更費用 | | - | 94,588 | 0.2 | 3,330 | 470,081 | 0.9 |
| 税引前当期純利益 | | | 16,000,030 | 30.7 | | 15,905,700 | 29.7 |
| 法人税、住民税及び 事業税 | | 6,555,200 | | | 6,282,766 | | |
| 法人税等調整額 | | 40,849 | 6,596,049 | 12.6 | 181,272 | 6,464,038 | 12.1 |
| 当期純利益 | | | 9,403,981 | 18.1 | | 9,441,661 | 17.6 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金 | 純資産 合計 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|--------------|-------------|-----------------|------------|--|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | | その他 利益剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 前事業年度末 残高 | 2,000,132 | 222,095 | 222,095 | 342,590 | 6,998,000 | 14,513,299 | 21,853,889 | 24,075,117 | 2,451,933 | 26,538,050 |
| 事業年度中の 変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 9,403,981 | 9,403,981 | 9,403,981 | | 9,403,981 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額) | | | | | | | | | △ 632,495 | △ 632,495 |
| 事業年度中の 変動額合計 | - | - | - | - | - | 9,403,981 | 9,403,981 | 9,403,981 | △ 632,495 | 8,771,487 |
| 当事業年度末 残高 | 2,000,132 | 222,095 | 222,095 | 342,590 | 6,998,000 | 23,917,281 | 31,257,870 | 33,480,098 | 1,829,439 | 35,309,537 |

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金 | 純資産 合計 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|--------------|-------------|-----------------|-------------|--|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | | その他 利益剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 前事業年度末 残高 | 2,000,131 | 222,095 | 222,095 | 342,589 | 6,998,000 | 23,917,280 | 31,257,870 | 33,480,097 | 1,829,438 | 35,309,536 |
| 事業年度中の 変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 4,715,724 | △ 4,715,724 | △ 4,715,724 | | △ 4,715,724 |
| 当期純利益 | | | | | | 9,441,651 | 9,441,651 | 9,441,651 | | 9,441,651 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額) | | | | | | | | | △ 1,948,843 | △ 1,948,843 |
| 事業年度中の 変動額合計 | - | - | - | - | - | 4,725,937 | 4,725,937 | 4,725,937 | △ 1,948,843 | 2,777,093 |
| 当事業年度末 残高 | 2,000,131 | 222,095 | 222,095 | 342,589 | 6,998,000 | 28,643,217 | 35,983,807 | 38,206,035 | △ 119,404 | 38,086,630 |

| 項目 | 第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 4.引当金の計上基準 | | |
| (1)貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期においては、貸倒実績がないことにより、貸倒引当金の計上は行っておりません。 | |
| (2)賞与引当金 | 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 | 同左 |
| (3)退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。 | 同左 |
| | (追加情報) 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年6月1日に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う当事業年度の損益に与える影響額は225,525千円（特別利益）であります。 | |
| (4)役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 | 同左 |
| 5.消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 | 同左 |

会計方針の変更

| 第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|---|-------------------------------------|
| (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）」を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は35,309,537千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 | |

表示方法の変更

| 第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | |

| | |
|--|---|
| <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「事務過誤費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度における「事務過誤費」の金額は、1,882千円であります。</p> | <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金(当事業年度末7,000,000千円)は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)及び「金融商品会計に関するQ & A」(会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> |
|--|---|

注記事項

（貸借対照表関係）

| 項目 | 第22期 (平成19年3月31日現在) | | 第23期 (平成20年3月31日現在) | |
|-------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------------|----------------|
| | 1.有形固定資産の減価償却累計額 | 建物 37,247千円 | 器具備品 51,780千円 | 建物 78,764千円 |
| 2.関係会社に対する主な資産・負債 | 区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 | | 区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 | |
| | 預金 21,883,195千円 | | 預金 9,365,450千円 | |
| | 未収収益 12,839千円 | | 有価証券 7,000,000千円 | |
| | 金銭の信託 1,000,000千円 | | 未収収益 5,253千円 | |
| | 長期性預金 3,000,000千円 | | 金銭の信託 1,000,000千円 | |
| | 長期差入保証金 789,319千円 | | 長期差入保証金 837,940千円 | |
| | 未払手数料 1,702,005千円 | | 未払手数料 1,365,738千円 | |
| | 未払費用 220,217千円 | | 未払費用 259,919千円 | |

（損益計算書関係）

| 項目 | 第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | |
|----------------|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------------|---|
| | 1.役員報酬の限度額 | 取締役 年額 300,000千円以内 | 監査役 年額 40,000千円以内 | - |
| 2.固定資産除却損の内訳 | 建物 4,563千円 | 器具備品 11,509千円 | 器具備品 2,713千円 | |
| | ソフトウェア 8,626千円 | | | |
| 3.関係会社に対する主な取引 | 区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 | | 区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 | |
| | 支払手数料 15,770,594千円 | | 支払手数料 15,834,106千円 | |
| | | | 有価証券利息 32,637千円 | |
| | | | 受取利息 38,093千円 | |

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1.前事業年度末及び当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 124,098株

2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,715,724千円

1株当たり配当額 38,000円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 124,098 | - | - | 124,098 |
| 合計 | 124,098 | - | - | 124,098 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,715,724千円

1株当たり配当額 38,000円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円

| | |
|----------|------------|
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 38,100円 |
| 基準日 | 平成20年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成20年7月1日 |

(有価証券関係)

第22期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------|-----|--------------|------------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式等 | 29,273 | 1,881,000 | 1,851,727 |
| | 債券 | | | |
| | その他 | 2,067,990 | 2,794,799 | 726,809 |
| | 小計 | 2,097,263 | 4,675,799 | 2,578,536 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式等 | | | |
| | 債券 | | | |
| | その他 | 4,774,995 | 4,733,222 | 41,773 |
| | 小計 | 4,774,995 | 4,733,222 | 41,773 |
| 合計 | | 6,872,258 | 9,409,021 | 2,536,763 |

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

| 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----------|-------------|-------------|
| 1,820,917 | 14,549 | 2,089 |

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 703,277 千円 |
| 子会社株式及び関連会社株式 | |
| 子会社株式 | 321,212 千円 |

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 投資信託 | - | 1,119,513 | - | - |
| 合計 | - | 1,119,513 | - | - |

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------|-----------|--------------|------------------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式等 | | | |
| | 債券 その他 | 1,783,231 | 2,083,831 | 300,599 |
| | 小計 | 1,783,231 | 2,083,831 | 300,599 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式等 | | | |
| | 債券 その他 | 10,833,157 | 10,193,313 | 639,843 |
| | 小計 | 10,833,157 | 10,193,313 | 639,843 |
| | 合計 | 12,616,389 | 12,277,145 | 339,243 |

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

| 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----------|-------------|-------------|
| 7,602,413 | 1,279,301 | 429,258 |

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 貸借対照表計上額 |
|---------------|-------------|
| その他有価証券 | |
| MMF | 2,009,213千円 |
| キャッシュファンド | 1,005,546千円 |
| 譲渡性預金 | 7,000,000千円 |
| 非上場株式 | 351,277千円 |
| 子会社株式及び関連会社株式 | |
| 子会社株式 | 481,812千円 |

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 投資信託 | - | 782,596 | - | - |
| 合計 | - | 782,596 | - | - |

(デリバティブ取引関係)

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項 (単位:千円)

| | 第22期 (平成19年3月31日現在) | 第23期 (平成20年3月31日現在) |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| (1) 退職給付債務 | 947,118 | 858,846 |
| (2) 年金資産 | <u>974,982</u> | <u>727,035</u> |
| (3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) | 27,864 | 131,810 |
| (4) 未認識数理計算上の差異 | <u>17,262</u> | <u>162,154</u> |
| (5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4) | 45,125 | 30,344 |
| (6) 前払年金費用 | <u>61,352</u> | <u>44,096</u> |
| (7) 退職給付引当金 (5)-(6) | <u>16,227</u> | <u>13,752</u> |

3.退職給付費用に関する事項 (単位:千円)

| | 第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 勤務費用 | 18,136 | 22,905 |
| (2) 利息費用 | 16,703 | 13,963 |
| (3) 期待運用収益 | 15,044 | 14,624 |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額 | <u>20,893</u> | <u>17,916</u> |
| (5) 退職給付費用 | <u>40,688</u> | <u>40,160</u> |
| (6) 確定拠出年金制度への移行に伴う損益 | 225,525 | |
| (7) その他 | <u>56,919</u> | <u>76,767</u> |
| (8) 合計 | <u>127,918</u> | <u>116,927</u> |

(注) 銀行OBの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。
「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

| | 第22期 (平成19年3月31日現在) | 第23期 (平成20年3月31日現在) |
|--------------------|---|------------------------|
| (1) 割引率 | 1.5% | 同左 |
| (2) 期待運用収益率 | 1.5% | 同左 |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | 同左 |
| (4) 数理計算上の差異の処理年数 | 各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数(8年)による定 額法により、翌事業年度より 費用処理しております。 | 同左 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

| | 第22期 (平成19年3月31日現在) | 第23期 (平成20年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 722,140 | 700,082 |
| 有価証券評価損 | 281,113 | 252,334 |
| ゴルフ会員権評価損 | 40,923 | 40,922 |
| 未払事業税 | 407,375 | 232,055 |
| 賞与引当金 | 157,959 | 192,463 |
| 役員退職慰労引当金 | 37,560 | 32,726 |
| 退職給付引当金 | 6,603 | 5,595 |
| 退職一時金未払 | 54,274 | 32,694 |
| 減価償却超過額 | 8,957 | 5,615 |
| 委託者報酬 | 68,152 | 89,452 |
| その他有価証券評価差額金 | - | 138,038 |
| その他 | 26,000 | 31,340 |
| 繰延税金資産 小計 | 1,811,056 | 1,753,321 |
| 評価性引当額 | 696,607 | 827,166 |
| 繰延税金資産 合計 | 1,114,449 | 926,154 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 874,816 | - |
| 前払年金費用 | 24,964 | 17,942 |
| 繰延税金負債合計 | 899,780 | 17,942 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 214,669 | 908,211 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

| 第22期 (平成19年3月31日現在) | 第23期 (平成20年3月31日現在) |
|---|------------------------|
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 同左 |

（関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|--------------|---------|----------------|-------------|-------------|--------|-------------------------------|-------------------|-----------------|---------|-----------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| その他の関係会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 直接 30.0% | 兼任1人 | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,292,704 千円 | 未払手数料 | 464,227 千円 |
| | | | | | | | 事務所の賃借 | 事務所敷金追加差入 | 382,964 千円 | 長期差入保証金 | 789,319 千円 |
| | | | | | | | 同上 | 事務所賃借料の支払 | 526,829 千円 | | |
| その他の関係会社 | (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 996,973 百万円 | 銀行業 | 直接 15.0% | 兼任1人 | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 9,477,890 千円 | 未払手数料 | 1,237,778 千円 |
| | | | | | | | 取引銀行 | 譲渡性預金の預入 | 7,000,000 千円 | 譲渡性預金 | 7,000,000 千円 |
| | | | | | | | 同上 | 定期預金の預入 | 3,000,000 千円 | 定期預金 | 3,000,000 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|------------|---------|---------------|-------|------------|--------|-------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 三菱UFJ証券(株) | 東京都千代田区 | 65,518 百万円 | 証券業 | | | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 2,857,126 千円 | 未払手数料 | 513,498 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|--------------|---------|----------------|-------------|-------------|--------|-------------------------------|-------------------|------------------|---------|-----------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| その他の関係会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 直接 30.0% | 兼任1人 | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,882,050 千円 | 未払手数料 | 357,804 千円 |
| | | | | | | | 事務所の賃借 | 事務所敷金追加差入 | 43,826 千円 | 長期差入保証金 | 833,144 千円 |
| | | | | | | | 同上 | 事務所賃借料 | 643,380 千円 | | |
| | | | | | | | 投資の助言 | 投資助言料 | 365,963 千円 | 未払費用 | 198,106 千円 |
| その他の関係会社 | (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 996,973 百万円 | 銀行業 | 直接 15.0% | 兼任1人 | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 9,952,055 千円 | 未払手数料 | 1,007,933 千円 |
| | | | | | | | 取引銀行 | 譲渡性預金の預入 | 28,000,000 千円 | 有価証券 | 7,000,000 千円 |
| | | | | | | | | 譲渡性預金に係る受取利息 | 32,637 千円 | 未収利息 | 5,253 千円 |
| | | | | | | | | 株式の売却 | 1,296,000 千円 | | |
| | | | | | | | | 株式の売却 | 197,568 千円 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|------------|---------|---------------|-------|------------|--------|-------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 三菱UFJ証券(株) | 東京都千代田区 | 65,518 百万円 | 証券業 | | | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 3,137,534 千円 | 未払手数料 | 643,244 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(1 株当たり情報)

| 項目 | 第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | 第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 284,529円46銭 | 306,907円68銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 75,778円67銭 | 76,082円29銭 |

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 項目 | 第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | 第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益 (千円) | 9,403,981 | 9,441,661 |
| 普通株式に帰属しない金額 (千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 9,403,981 | 9,441,661 |
| 期中平均株式数 (株) | 124,098 | 124,098 |

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

| | | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在) | | |
|----------|----------|----------------------------|------------|--------|
| 区 分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 構成比(%) |
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | | 12,419,154 | | |
| 有価証券 | | 7,000,000 | | |
| 前払金 | | 1,204 | | |
| 前払費用 | | 168,278 | | |
| 未収入金 | | 37,320 | | |
| 未収委託者報酬 | | 5,326,902 | | |
| 未収収益 | | 9,096 | | |
| 繰延税金資産 | | 445,672 | | |
| 金銭の信託 | | 1,000,000 | | |
| その他 | | 4,911 | | |
| 流動資産 計 | | | 26,412,540 | 57.8 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 367,242 | | |
| 器具備品 | 1 | 157,065 | | |
| 土地 | | 1,205,031 | | |
| | | 1,729,339 | | 3.8 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | |
| ソフトウェア | | 790,848 | | |
| その他 | | 178 | | |
| | | 806,849 | | 1.8 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 長期性預金 | | 1,000,000 | | |
| 投資有価証券 | | 13,868,086 | | |
| 関係会社株式 | | 481,812 | | |
| 長期差入保証金 | | 844,628 | | |
| 長期前払費用 | | 24,395 | | |
| 繰延税金資産 | | 476,578 | | |
| その他 | | 20,485 | | |
| | | 16,715,986 | | 36.6 |
| 固定資産 計 | | | 19,252,174 | 42.2 |
| 資産合計 | | | 45,664,714 | 100.0 |

| | | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在) | | |
|--------------|----------|----------------------------|------------|--------|
| 区 分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 構成比(%) |
| (負債の部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 147,659 | | |
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | | 256,063 | | |
| 未払償還金 | | 2,138,229 | | |
| 未払手数料 | | 2,244,639 | | |
| その他未払金 | | 102,107 | | |
| 未払費用 | | 1,096,094 | | |
| 未払消費税等 | 2 | 134,849 | | |
| 未払法人税等 | | 2,740,931 | | |
| 賞与引当金 | | 472,800 | | |
| 流動負債 計 | | | 9,333,375 | 20.4 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 15,194 | | |
| 役員退職慰労引当金 | | 61,097 | | |
| 固定負債 計 | | | 76,291 | 0.2 |
| 負債合計 | | | 9,409,667 | 20.6 |
| (純資産の部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | 2,000,131 | 4.4 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 222,096 | | |
| 資本剰余金合計 | | | 222,096 | 0.5 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342,589 | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 27,067,047 | | |
| 利益剰余金合計 | | | 34,407,637 | 75.3 |
| 株主資本合計 | | | 36,629,865 | 80.2 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 374,817 | 0.8 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 374,817 | 0.8 |
| 純資産合計 | | | 36,255,047 | 79.4 |
| 負債純資産合計 | | | 45,664,714 | 100.0 |

(2)中間損益計算書

| | | 当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | | |
|-------------|----------|--|------------|---------|
| 区 分 | 注記 番号 | 金 額 (千円) | | 百分比 (%) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 24,745,007 | | |
| その他営業収益 | | | | |
| 投資顧問料 | | 5,045 | | |
| その他 | | 4,674 | 24,754,727 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 10,863,199 | | |
| 広告宣伝費 | | 529,331 | | |
| 公告費 | | 2,014 | | |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 377,971 | | |
| 委託調査費 | | 2,612,896 | | |
| 事務委託費 | | 109,983 | | |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 55,041 | | |
| 印刷費 | | 328,320 | | |
| 協会費 | | 22,094 | | |
| 諸会費 | | 2,451 | | |
| 事務機器関連費 | | 413,134 | 15,316,439 | 61.9 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 85,740 | | |
| 給料・手当 | | 1,356,719 | | |
| 賞与引当金繰入 | | 472,800 | | |
| 福利厚生費 | | 213,444 | | |
| 交際費 | | 11,572 | | |
| 旅費交通費 | | 61,453 | | |
| 租税公課 | | 67,179 | | |
| 不動産賃借料 | | 328,936 | | |
| 退職給付費用 | | 75,222 | | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 9,760 | | |
| 固定資産減価償却費 | 1 | 165,749 | | |
| 諸経費 | | 165,824 | 3,014,402 | 12.2 |
| 営業利益 | | | 6,423,885 | 25.9 |

| | | 当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | | |
|----------------|----------|--|-----------|---------|
| 区 分 | 注記 番号 | 金 額 (千円) | | 百分比 (%) |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 185,609 | | |
| 有価証券利息 | | 27,379 | | |
| 受取利息 | | 10,774 | | |
| 収益分配金等時効完成分 | | 68,788 | | |
| その他 | | 3,204 | 295,755 | 1.2 |
| 営業外費用 | | | | |
| 収益分配金等時効完成分支払額 | | 19,436 | | |
| 投資有価証券償還損 | | 7,001 | | |
| その他 | | 1,675 | 28,113 | 0.1 |
| 経常利益 | | | 6,691,528 | 27.0 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | | 15,399 | 0.1 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 14,718 | | |
| 投資有価証券評価損 | | 766,565 | | |
| 固定資産除却損 | | 14 | | |
| 過年度投資助言料 | | 3,805 | 785,104 | 3.2 |
| 税引前中間純利益 | | | 5,921,822 | 23.9 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,783,898 | | |
| 法人税等調整額 | | 14,039 | 2,769,858 | 11.2 |
| 中間純利益 | | | 3,151,963 | 12.7 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算 差額等 | 純資産 合計 | |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 | | | | | | |
| | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| 前期末残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 28,643,217 | 35,983,807 | 38,206,035 | △ 119,404 | 38,086,630 | |
| 当中間会計期間中の 変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 4,728,133 | △ 4,728,133 | △ 4,728,133 | | | △ 4,728,133 |
| 中間純利益 | | | | | | 3,151,963 | 3,151,963 | 3,151,963 | | | 3,151,963 |
| 株主資本以外の項目 の当中間会計期間中 の変動額（純額） | | | | | | | | | △ 255,412 | | △ 255,412 |
| 当中間会計期間中の 変動額合計 | | | | | | △ 1,576,170 | △ 1,576,170 | △ 1,576,170 | △ 255,412 | | △ 1,831,582 |
| 当中間会計期間残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 27,067,047 | 34,407,637 | 36,629,865 | △ 374,817 | 36,255,047 | |

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

| 項目 | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|---|---|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | (有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法に よる原価法によっております。 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | |
| (1)有形固定資産 | 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。 |
| (2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産 | 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | |
| (1)賞与引当金 | 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| (2)退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ き、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法 により、翌事業年度より費用処理することとしております。 |
| (3)役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処 理しております。 |
| 5. その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事項 | (消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。 |

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 項 目 | 当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在) |
|-----------------------|---|
| ※1.有形固定資産の 減価償却累計額 | 建物 97,340 千円 器具備品 109,801 千円 |
| ※2.消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、「未払消費税等」に含めて表示して おります。 |

（中間損益計算書関係）

| 項 目 | 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|------------|--|
| ※1.減価償却実施額 | 有形固定資産 40,692 千円 無形固定資産 125,056 千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末株式数 (株) | 当中間会計期間増加 株式数 (株) | 当中間会計期間減少 株式数 (株) | 当中間会計期間末 株式数 (株) |
|-------|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 124,098 | — | — | 124,098 |
| 合計 | 124,098 | — | — | 124,098 |

2. 配当に関する事項

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 4,728,133千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 38,100円 |
| 基準日 | 平成20年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成20年7月 1日 |

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

| 種類 | 取得原価 (千円) | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|-----|--------------|--------------------|------------|
| 株式等 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 11,143,217 | 10,497,066 | △ 646,151 |
| 合計 | 11,143,217 | 10,497,066 | △ 646,151 |

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 中間貸借対照表計上額 |
|---------------|-------------|
| その他有価証券 | |
| MMF | 2,012,322千円 |
| キャッシュファンド | 1,007,421千円 |
| 譲渡性預金 | 7,000,000千円 |
| 非上場株式 | 351,277千円 |
| 子会社株式及び関連会社株式 | |
| 子会社株式 | 481,812千円 |

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) |
|--------------|--|
| 1株当たり純資産額 | 292,148円52銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 25,398円99銭 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) |
|-------------------|--|
| 中間純利益 (千円) | 3,151,963 |
| 普通株式に帰属しない金額 (千円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益 (千円) | 3,151,963 |
| 期中平均株式数 (株) | 124,098 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(平成20年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成20年9月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|-------------------------------|
| 株式会社SBI証券 | 47,938百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社東邦銀行 | 18,684百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社北海道銀行 | 93,524百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社横浜銀行 | 215,597百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| カブドットコム証券株式会社 | 7,195百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ジョインベスト証券株式会社 | 21,400百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 日本興亜損害保険株式会社 | 91,249百万円 | 損害保険業務を営んでいます。 |

(3) 再委託先

名称：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)・リミテッド

資本金の額：8百万豪ドル(平成20年9月末現在)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成21年4月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%(37,230株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年1月13日 臨時報告書

平成20年12月15日 有価証券報告書、有価証券届出書

平成20年10月1日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリアインカムオープンの平成20年9月17日から平成21年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリアインカムオープンの平成21年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|-----------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 桃崎 有治 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 村山 周平 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 五十幡 理一郎 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月29日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|-----------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 桃崎 有治 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 村山 周平 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 五十幡 理一郎 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年10月28日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリアインカムオープンの平成20年3月18日から平成20年9月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリアインカムオープンの平成20年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|-----------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 桃崎 有治 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 村山 周平 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 五十幡 理一郎 印 |

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。